

## 厚岸町議会 第2回定例会

平成25年6月25日

午前10時00分開議

●議長（音喜多議員） ただいまから、平成25年厚岸町議会第2回定例会を続会いたします。

●議長（音喜多議員） 直ちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（音喜多議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番、佐々木議員、5番、中川議員を指名いたします。

●議長（音喜多議員） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。  
まず初めに、10番、谷口議員の一般質問を行います。  
10番、谷口議員。

●谷口議員 おはようございます。  
本定例会一般質問に当たりまして、通告しておりました2件についてお伺いをいたします。

初めに、国民健康保険で後期高齢者医療保険、介護保険料の滞納状況と今後の対策についてであります。国民健康保険税などは非常に負担感が大きく、それぞれに滞納が生まれておりますが、それが現在までどのようなになっているか、お伺いをいたします。

また、これらの税、保険料の減免制度がどのようなになっているか、お伺いをいたします。

次に、在沖縄米海兵隊の矢臼別演習場における155ミリ榴弾砲の誤射事故についてお伺いをいたします。

昨日、行政報告が行われておりますが、6月11日に発生した米海兵隊の155ミリ榴弾砲の誤射は、着弾地を4キロメートルそれて、演習場外への国道まで、わずか700メートルの地点に着弾したもので、重大事故につながる可能性があったもので、大変遺憾であります。

今回の事態について、経過と、町関係機関がどのように対応を行ってきたのか、今後この訓練を認めていくのかをお伺いいたします。

アとして、6月11日の事故後、どのような連絡があったのか。それに対して、どのような対応を行ってきたのか。これについては、昨日の行政報告がありますので、簡略な説明をお願いいたします。

イ、19日に北海道と関係自治体が防衛大臣に要請を行いました。その内容と防衛省

の見解はどのようなものであったのかをお伺いいたします。

ウ、今回の事故の経過を見ていると、住民に一層の不安を増幅させ、事の真相が十分に明らかにされないままに訓練が再開されたことに怒りを覚えますし、許されるものではありません。今後の訓練は容認できないと思いますが、どのように考えておられるのかをお伺いいたしまして、私の1回目の質問といたします。

よろしく願いいたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

10番、谷口議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の、国民健康保険、後期高齢者医療保険料、介護保険料の滞納状況と今後の対策についてのうち、初めに、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の過去3年間の滞納状況は、それぞれどのようになっているかについてであります。国民健康保険税の滞納状況については、平成22年度末で517人、1億9,245万円、平成23年度末で474人、1億8,533万円、平成24年度末見込みで378人、1億6,150万円と、2年連続で滞納者数、滞納金額ともに減となり、2年前と比較すると、139人、約3,095万円と、大きく減少する見込みとなっております。

滞納繰越分の納付額は、平成22年度が約2,530万円、平成23年度が約3,040万円、平成24年度見込みが約3,810万円と、2年連続で増えております。

一方、現年度分課税の収納率についても、平成22年度が92.42%、平成23年度が93.40%と、平成24年度見込みが94.65%と、10年ぶりに94%台になり、2年連続で増加しております。

こうした滞納繰越分、現年度分ともに納付が好転したことにより、最終的に翌年度へ繰り越す滞納額についても大きく減少する見込みとなっております。

今後の対策であります。小まめに滞納者に対応して納税を促していきたいと考えております。

具体的には、現年度課税分については、1期目の7月納付分が未納となった人に、督促状送付の後に速やかに電話または訪問をして、直接、未納となった状況や今後の納付予定を伺い、可能な限り每期ごとの納付を勧め、複数期の滞納をできる限り少なくする努力を求めていると考えております。

これは、国保税については、納期が7月から3月までであり、前半の納期分を滞納している場合、完納する場合は、後半での納付額を倍増しなければならず、最終的に納め切れずに未納額を出してしまう人がかなりおります。

平成24年度では、この一斉の直接対応が納付の好転をもたらしたと考えており、本年度は、その対応の時期を早めて、さらに収納率を上げることができるよう努めていきたいと考えております。

また、滞納分については、滞納者の保険証が1カ月または2カ月の短期証の場合、交付のために窓口に来庁した際など、積極的に一人一人の滞納者に納税相談を求め、曖昧な納付の約束ではなく、具体的な納付誓約書の提出を状況の聞き取りを経て求め、計画

的な滞納の解消に進めていきたいと考えております。

この過程において、納税資力があるにもかかわらず納税事務に応じない人には、強制徴収の手段を検討するとともに、一方では、法に照らして徴収を猶予すべき人、あるいは不納欠損すべき状況にある人も同時に判明するものであり、多大な時間と労力を要することではありますが、大多数の町民の方々が完納している状況にあり、公平な負担を求めるため、最善を尽くしてまいりたいと考えております。

後期高齢者医療保険料の滞納状況については、平成22年度末で39人、112万円、平成23年度末で20人、71万円、平成24年度末見込みで23人、82万円となっております。

また、現年度分の収納率は、平成22年度が98.92%、平成23年度が99.61%、平成24年度見込みが99.31%となり、2年連続で99%を超える割合となっております。

今後の対策であります。平成23年度と平成24年度の滞納状況を比較すると、滞納繰越分については減少しているものの、現年度分についてはやや増加していることから、滞納繰越分の解消はもとより、現年度分について、被保険者の公平性を保ち、安定した保険制度の運営を行っていくためにも、被保険者において納入忘れなどがなく、納付書の再送付を行うなど、納入勧奨を強化し、収納率の向上に努めていきたいと考えております。

介護保険料の滞納状況については、平成22年度末で143人、584万円、平成23年度末で138人、648万円、平成24年度末見込みで114人、532万円と、2年前と比較すると、29人、約52万円減少する見込みとなっております。

滞納繰越分の納付額は、平成22年度が約145万円、平成23年度が約107万円、平成24年度見込みが約154万円となっております。

一方、現年度賦課分の収納率については、平成22年度が98.32%、平成23年度が98.44%、平成24年度見込みが99.07%と、2年連続で増加しております。

今後の対策であります。介護保険料においても滞納者への小まめな対応を行い、個別の納入相談を行うなど、納入を促していきたいと考えております。

次に、減免制度はどのようなになっているのかについてであります。国民健康保険税の減免等の制度には、所得の低い方に対し保険税の軽減を行う制度、非自発的解雇による失業者の急激な所得の減に対する軽減制度、災害被災者や生活困窮者に対する減免、刑事施設等に拘禁された場合の減免のほか、世帯の一部が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、新たに負担が生ずる世代となった場合に対する減免制度がございます。

後期高齢者医療保険料の減免等の制度には、所得の低い方に対し保険税の軽減を行う制度、災害被災者や所得が激減し生活困窮者となった方に対する減免、刑事施設等に拘禁された場合の減免、生活保護が開始されたことに伴う減免のほか、社会保険の被扶養であった方が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、新たに負担が生ずる場合に対する減免制度があります。

また、介護保険料の減免制度は、減免を受けられる五つの条件を、生活保護を受けていない、同一世帯の方全員に町民税が課税されていない、町民税が課税されている別居の人に扶養されていない、お持ちの資産を使っても生活するのが苦しい状況にあると認められる、仕送りを含む収入額が一定基準以下としており、介護保険料の2分の1から3分の1を減免できるものとなっております。

続いて、2点目の在沖縄米海兵隊の矢臼別演習場における155ミリ榴弾砲の誤射についてのうち、初めに、6月11日の事故後、どのような連絡があったのか、それに対してどのような対応を行ってきたのかについてであります。このご質問に関する答弁につきましては、お話がございましたとおり、行政報告と重複する部分があることをご承知いただきたいと思います。

それでは、資料1に基づきお答えいたします。

事故が発生した6月11日は、午後1時5分に現地対策本部から電話により、本日午後9時40分ごろ、104移転訓練において、演習場外へ着弾した可能性がある事案が発生、現在、射撃を中止して調査中との連絡があった後、午後1時26分に現地対策本部から、ファクスにより資料2の文書が送られてきました。内容は、資料のとおりでございます。

また、同日は町長選挙の告示であったため、私は遊説中でありましたが、この一報を聞き、直ちに運動を一時中断し、報道機関に対し、事件・事故がなく訓練が終了されるよう求めていたが、このような重大な事故が起きたことは極めて遺憾である。今後の対応について、速やかに矢臼別演習場関係機関連絡会議で協議の上、しかるべき要請をしたい旨のコメントを発表いたしました。

翌6月12日は、こうした現地対策本部から連絡を受け、矢臼別演習場関係機関連絡会議から北海道防衛局に対し、徹底した原因の究明と再発防止策を講ずるような緊急要請を行いました。

緊急要請は、資料3のとおりであります。

また、この緊急要請に対し、北海道防衛局は北海道を通じ、資料4のとおり、防衛省側から米側に対し、速やかな調査と情報の共有を要請するとともに、米軍においても事故原因が確定され、適切な安全上の措置がとられるまでは実弾射撃訓練を中止することとし、防衛省としては米軍と連携しつつ、引き続き事故原因の究明に努めるとのコメントを発表しております。

6月13日は、北海道防衛局長と大隊長が来庁し、事故原因の概要と再発防止策について説明を受けました。その内容は、資料5にあるとおり、今回の事故は、射撃初弾の爆風によって機器が向いてしまうという事態が発生し、2弾目を発射する前に照準の方法を変更することとなり、このときに、照準手がパノラマ眼鏡のメモリを合わせる操作を誤るとともに、砲身の方角、射角など、これら全般の責任を持つ砲班長の点検が不十分であったため、砲身が異常な方向に向いたまま2弾目が発射され、演習場外に着弾したとする砲操作時における人為的なミスが原因であり、また、再発防止策として、砲にチェックリストを設置した上、確認後に射撃を行うことや事故の原因となった隊員2名の任務を解くなどの対策を講ずるとのことでありました。

この説明に、私は、両者に対し、この訓練は、住民の皆さんの深いご理解のもとに成り立っているものであり、5月30日の連絡会議の要請にもかかわらず、このような重大な事故が起きたことはまことに遺憾であるとともに、重大な事故への対策としては不十分なものであることを伝えたところであります。

また、その考えは、北海道及び他の関係3町も同様であり、より実効性のある再発防止を講ずるよう、矢臼別演習場関係機関連絡会議として再度要請すべく準備を進めることといたしました。

しかし、6月14日に現地対策本部長が来庁し、資料6にある安全管理要員の増員と、指揮官である大隊長みずからが現場に赴き、安全管理の徹底を図るといった追加対策を講じた上で、翌6月15日から実弾射撃訓練を再開する意向であるとの報告を受けました。

このため、6月15日に北海道及び関係4町は、別海町役場において、矢臼別演習場関係機関連絡会議を開催し、今後の対応について協議を行い、地元の意向を尊重せず、一方的に実弾射撃訓練を再開するとの意向が表明されたことは極めて遺憾であるとの思いから、国に対し強く抗議することによって一致し、会議終了後、直ちに北海道防衛局に対し、資料7の文書により抗議するとともに、再発防止策が確実に履行されるよう、国の責任において万全の措置を講ずることを強く申し入れたところであります。

なお、この申し入れがあるままで米海兵隊も訓練開始を見合わせてはいたものの、同日13時18分、北海道防衛局現地対策本部から、米海兵隊が射撃を開始したとの連絡を受けております。

また、6月19日には、北海道知事初め他の関係3町の町長とともに、防衛大臣に対し緊急要請を行ってまいりました。

さらに、6月30日には、地元関係4町長の連盟により、石破自民党幹事長、伊東財務大臣政務官などに対し、同様の要請を行うこととしております。

次に、19日に北海道と関係自治体が防衛大臣に要請を行いました。その内容と防衛省の見解はどのようなものであったかについてであります。前段で申し上げたとおり、6月19日、北海道知事並びに関係3町とともに、防衛大臣に対し、資料8の緊急要請により、6月11日に発生した演習場外着弾事故は、極めて重大な事故であることを国及び米軍が改めて強く認識し、示された再発防止策が確実に履行され、地域の安全が確保されるよう、国の責任において万全の措置を講ずること、矢臼別演習場での米軍の訓練は、地域の理解と信頼関係のもとに実施されてきたものであることを踏まえ、このたびの実弾射撃訓練の再開に係る国としての見解を速やかに示すこと、このたび示された再発防止策の実効性について、地元自治体の意向を踏まえながら、国において十分な検証を行い、その結果を明らかにすることの3点について、抗議を含め強く要請してまいりました。

この要請に、防衛大臣は私たちに対し、このたびの事故は、あってはならないことであり、本当に北海道民の皆様、地域住民の皆様に大変なご迷惑をおかけしていることを改めておわび申し上げたい。事件発生後、直ちに米海兵隊、沖縄にある司令に、この問題については強い懸念を持っているとお話をし、その中で、今回も含め再開に当たっては、さまざまなしっかりとした指導、あるいは再発防止の指導ということを申しつけた。

実際に事故を起こした担当者は既に外しており、事故を起こした中隊は、現時点でまだ訓練を再開していない。しっかりとした教育をさらに積み重ね、その上で再発防止に幾重にも対応した上でのことと思う。

いずれにしても、きょういただいた要請書を重く受けとめ、二度とこのようなことがないように、道民の皆様に少しでも再発防止について確信を得ていただくような努力を政府としてもしっかりとしていきたいと述べておりました。

次に、今後の訓練は容認できないと思うが、どのように考えておられるのかについてであります。南谷議員のご質問にもお答えしましたが、米海兵隊による沖縄県道104号

越え実弾射撃訓練の本土への移転は、米軍の施設区域が沖縄に集中しているため、沖縄県民の負担軽減を図るという考えから、日米合意の上、平成9年度から矢臼別演習場でも実施されているものであります。当時、苦渋の選択をして、条件つきでこの訓練の受け入れを容認することにしたものであります。

また、あくまでも国防は国の専権事項であります。前段で申し上げたとおり、6月19日には北海道知事並びに関係3町とともに、防衛大臣に対し、抗議を含めて強く要請してまいりましたが、これは、私を初め演習場を抱える地元自治体の首長の非常に強い思いであります。

私としては、これも繰り返しになりますが、今後とも矢臼別演習場関係機関連絡会議を重要視し、これを形骸化させることなく、このたびのように国に対しても強く要請等を行っていただける組織を維持し、その先頭に立って、さらなる連携強化を図ってまいりたいと考えておりますし、今後の訓練実施に当たっては、地域住民の皆さんの安全・安心な暮らしを守るために、地元の意向を十分尊重した上で、国の責任において万全の措置を講ずるよう、北海道及び他の関係3町と連携しながら、強く国に要請をしてまいります。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 1点目の滞納問題なんですが、厚岸町は、国民健康保険、あるいは後期高齢者医療保険については、それぞれ滞納が前年度より減ってきているというような説明がありました。ただ、その一方で、介護保険料の滞納が増えているというような説明であったと思います。

それで、お伺いいたしますけれども、国民健康保険税等の滞納がずっと進んできている場合に、例えば生活保護等の受給者になった場合、厚岸町は、そこで生活保護費等からの差引き等を行うというようなことはやっているのかどうなのか、まずお伺いをいたします。

●議長（音喜多議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 生活保護の受給決定をされた場合は、直ちに徴収猶予の手続に入っております。ですから、決定された方からは、納付はいただいております。

それから、その後の手続としては、次には処分停止です。いわゆる滞納処分をすることを停止するという手続がありますので、それに移行するということで進めております。

最終的には、それが一定の期間を経れば不納欠損に至るということです。ただし、生活保護を受給された人がずっと永遠に受給者であるということはありませんので、また受給が解除された場合には、残っている課税については、また収納を求めるということも、これは制度上あるわけですから、そういった扱いで、結論は、最初に申し上げましたけれども、受給された方からは納付いただいております。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 そうすると、今、マスコミ等で生活保護者等からの強制徴収みたいなものが行われているというようなことは、厚岸町はもうやっていないということでもいいのですよね。

それから、介護保険料の滞納が若干増えているというふうになってはいますけれども、その主な理由は何なのでしょう。

●議長（音喜多議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 生活保護受給者から強制徴収しているということはございません。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 介護保険料でございますけれども、第1回目の答弁で平成22年度から平成23年度になる段階におきましては若干増えているということですが、平成24年度において、平成24年度よりも減額することができた内容でお答えしているところでございますので、ご確認いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 そうすると、過去、4、5年前から見てくると増えてきて、前年度は減ったというような説明でしたよね。ですけれども、介護保険料が今まで過去何年か増え続けた原因と、そして平成24年度にそれが下回ったという、それぞれの理由はどういうことなのか、ちょっと教えてください。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 介護保険料の滞納分の増につきましては、平成22年度から平成23年度におきまして、60万円ほど増えてございます。この60万円が増えた要因というのは、ちょっと、直ちに分析についてのご説明はちょっと用意していなかったのですが、平成23年度からは、平成24年度において、約110万円逆に減少することができている。これも、人数においても減少することが実はできているのですけれども、これまでに行ってきた細めな相談が功を奏しているんじゃないかなというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 ただ、私が心配するのは、きめ細かな、この三つの保険料の滞納に当たっては、やはり、余り実態からかけ離れた徴収等が行われると、その家庭の崩壊、あるいは

とんでもないことに結びつくというようなことは絶対に避けなければならないというふうに私は考えるわけであります。

ですから、担税能力がありながら滞納する、そういうことに対してはやっぱり、きちんと対応していただかなければならないんですけれど、過度な徴収になってしまって、家庭が崩壊してしまうというようなことは絶対に避けなければならないというふうに考えるんですけれども、この問題について、再度の答弁を求めます。

●議長（音喜多議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ご質問者がおっしゃられることは重々理解できるところでございます。

基本的に、課税のベースとしては、所得をベースにしておりますから、等しく、公平な課税をされているものということで、基本的には納税するだけの所得があるということで課税されているわけでございますけれども、課税するベースが前年度でありますので、当該年度を納付する年になって、例えば急に病気にかかったとか、大きなけがをしたとか、それから、働いている方が、例えば会社で解雇されたとか、いろんな、急な納付に至らない事情があった場合には、当然、それは徴収を猶予するということをしてしながら弾力的に対応してまいるといっても今まで努めておりますし、これからもそのようにしていきたいと思っております。ただ、一方では、納税資力がある方ということについては、やっぱりきちんとした見きわめをして対応すべきというふうにも考えます。

少しずつ納付についての理解も広まってきているのかなというのは個々の対応の中에서도感じてきておりますので、また今後とも最善を尽くしてまいりたいというふうに考えます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 次に、海兵隊の問題でお伺いいたします。

きのう、行政報告がありまして、同じ内容で答弁をいただいたんですけれども、非常に、海兵隊の事故に対しては、多くの町民が、あるいは近隣住民が驚いているし、大変な危機感を持っていると思うんですよね。

それで、町長は、それぞれの対応を行ってきているわけでありまして、海兵隊の移転訓練の問題は、沖縄の負担軽減というふうに言われておりますけれども、その発端は何であったのかということ、やっぱり、私たちはいま一度きちんと思い起こさなければならないのではないのかなというふうに思うんですよ。

沖縄で米軍がさまざまな事件、事故を起こしているというのは、この問題が起きる前から発表されていたし、それぞれ告発する人は告発を行ってきただけということなんです。1995年、平成7年に、沖縄でアメリカの海兵隊員と海軍の軍人が少女暴行事件というのを起こしているんですよね。これが沖縄では非常に大きな怒りとなって、日本の米軍の基地が沖縄に集中していると、そういうことがこういう事件を頻発させるということで、沖縄では県民大会まで開いて、この問題に大きな抗議の声を上げ、それに

基づいて、その声に、やはり日本政府も耳を傾けざるを得ない状況になって、昨今の協定が結ばれて、沖縄の辺野古の基地の問題、それから県道をまたいで実弾砲撃訓練をしていたキャンプ・ハンセンの実弾射撃訓練を本土の自衛隊基地に、演習場に分散実施をしていくと。そのほかに米軍の基地の返還だとかいろいろあるんですけども、そういうことに基づいて行われたのがこの移転訓練なんですよ。

ですから、少女暴行事件だけではなくて、沖縄で起きていることを本土には持ち込まない。そのかわり訓練は容認するというのがこの移転訓練であったのですよね。ですから、そのときにも最高度の規律、そういうものを保持してやっていくんだということが言われて実施されたのが分散実施の矢臼別演習場への移転訓練だったわけです。ですから、そういうことがきちんと保持された上でやられているはずのものがこのような事故が起こったということに対しては、やっぱり非常に私は怒りを覚えます。

そして、沖縄の痛みをみんなで分けようというような声もありました。だけれども、沖縄の痛みを分かち合うというのは、私は変だと思うのです。沖縄で起きているようなことが日本の本土の演習場の周辺で起きるということは、非常に私は困ると思うのです。ですから、今回の誤射事件は、たまたま着弾したところが国有地だというふうに言っておりますけれども、この移転訓練が始まる前は農家の所有地であります。もしあの訓練がなければ、農家が営農を続けていた土地なんです。ところが、そういう訓練があるというようなこともあって、周辺の農地を国が所有をして、現在は周辺農家の採草地として利用していると、そういうところに落ちたわけであります。

ですから、今回、何キロ飛んだのかわかりませんが、方角が間違っていて、あと5キロ先に行った場合、10キロ先に行った場合、どういうことになっていたのかということを見ると、非常に恐ろしいことですよ。もし何百メートルかもう少し飛ぶ距離が延びるように設置されていれば、国道まで届いていたかもしれないということなんです。

ですから、私たちは、やっぱり、あの沖縄の事件、事故、それから、キャンプ・ハンセンで行われていたこと、そういうものを、何とか一部を肩がわり、私たちは認めてはいませんが、そういうものを容認した上で受け入れをしたものでありますから、やっぱり初めにこういうことでやりますということを守って訓練を進めていただきたいというふうに私は考えているんですけども、それが守られていないということになれば、非常に私は困るし、今後このような事件、事故を起こされては、私は困ると思うんですが、町長の改めての见解をお伺いいたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） まずもって、今回の米海兵隊の矢臼別における誤射の事故については、まことに遺憾というよりも、私は怒っております。あつてはならない事故でございます。

今から16年前、すなわち平成9年、初めて厚岸町を初め3町が受け入れたわけでありまして、今お話がありましたとおり、当時は沖縄において、いろいろな事故があったわけでありまして、矢臼別に移転された場合に、あのような事件が、事故が起きたら大変

だ、まず地元の人方は考えたことであります。そのために、反対運動も強固なものになったわけであります。そういう中で、町としては苦渋の選択をして受け入れをいたしたわけであります。

一方、関係自治体におきましては、演習前においては、北海道防衛局に対し、今縷縷お話がありましており、規律の維持を含めて、絶対あってはならない、強くそのことを要請しておるわけであります。

今回、矢臼別演習場の演習は、13回目でございます。かつては、2010年には野火が5回発生しました。昨年は1回発生しました。また、今回の誤射であります。あってはならないことが起きているという現実については、私は、行政報告でも申し上げましたが、やはり、我々自治体の連絡会議自体が形骸化されているんじゃないだろうか。もっと反省しながら、これからあってはならない事故、事件を徹底するために、北海道、防衛局、また、関係機関に強く要請をしなければならない、そういう気持ちであります。

そういう中で、私はもう一つ疑念を持っております。といいますのは、北海道防衛局と担当しております北海道の道庁危機管理局が密接に連携がとれていないんじゃないか、このことも強く私は申し上げたところであります。

今回の誤射を契機として、いろいろな教訓、反省点があります。今後しっかりと、二度と起きてはならない事故でありますので、このようなことがないように強く要請してまいりたい、そのように考えております。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 町長のおっしゃっているとおりだと思います。

ただ、私、思うんですけれども、受け入れをしてしまっているわけですよ。それで、結果的には、訓練が、今、町長もおっしゃっているように、関係町、あるいは連絡会議等が、形骸化という言葉が正しいかどうか分かりませんが、やはり、本当に、その訓練、訓練で、やっぱり危機感を持ちながら対応していただきたいなというふうに思うんですよ。

それで、昔は防衛庁と防衛施設庁は別な組織だったんですよ。ところが、今は防衛省の防衛局なんですよ、官庁と言っても。同じ大臣のもとで仕事をする、そういう中にありながら、やはり、きちんと、その中でも連絡がとれていない、あるいは、今、町長がおっしゃったように、防衛局と地元の北海道危機管理局ですか、そことの連絡も密接に行われていない。

それから、今回、誤射事故、それから後で起きた演習場外へのトレーラーの移動の問題にしても、事故が、あるいは事案が発生しても、連絡が来るまでに地元には相当時間がかからないと、何かが起きていても地元は知らないでいるというのがやっぱり私は非常に、地元としては不安を覚えるんですよ。その間にいろんなことが起きたのでは、やっぱり私は困るし、きょうの道新にも、沖縄で、枯れ葉剤か何かが入っていたらしい、かもしれないというか、そういうドラム缶が多数発見された。だけれども、米軍に問い合わせたら、わかりませんというような回答が返ってくると。

非常に不誠実な対応を米軍が今までも行っているということを考えると、今回の

事件も、やっぱり米軍自らが発表するような、海兵隊がその見解を素早く地元を発表するような対応をとっていただきたいと思うんですよ。そういうことが一切行われなくて、全部防衛局、あるいは現地の対策本部が発表をするというようなことになっているわけですけども、これらに対する速やかな情報をやっぱり提供していただけるような仕組みをつくってほしいと。これがもし、今回は別海町のほうでしたけれども、反対側の国有林、パイロットフォレストのほうに弾が飛んだ場合にはどういう事故が起きるのかということもありますよね。そこで、もし林業労働者等が仕事をしている場合には事故に遭うかもしれない。あるいは、そういうことが起きないで山火事が発生するかもしれない。そういうことも含めて、やっぱり、危険事故が起きた場合には速やかな情報を地元自治体に発表してもらい、通告してもらいということが非常に大事ではないのかなというふうに思います。

それから、やはり訓練が、もう13回ですか、今回で。そうすると、やっぱりマンネリ化もあるのではないのかなと。それから、今回の大隊は、去年の大隊と同じですよ、責任者は。そうすると、2回続けて同じ人が来て訓練を行うと、部隊員は違うのだけれども、責任者は同じ人だということを考えると、やはり訓練のマンネリ化みたいなものも否めないのではないのかなというふうに考えますけれども、それらに対してどう対応していくのかも伺いをいたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） ただいまの質問、3点という分け方ができるのではなかろうかと思っております。

第1点は、伝達の方法、情報の方法であります。これについては、我々は、要請する場合においては、訓練情報の速やかな提供、強く要請をいたしております。今回の誤射事故の中で、発生してから、行政報告でも申し上げましたが、厚岸町に届いたのは3時間でございます。とんでもない話です。私も直ちに抗議をさせていただいたところであります。今後とも情報の提供については速やかに行うように、さらに強く要請しなければならぬ、そのように考えております。

2点目でございますが、私は、5つの全国の米海兵隊の受け入れた演習場の中でも、矢白別であったからこそ今回の事故は人的被害が出なかったと、そう思っております。というのは、面積の問題であります。これほど広い面積はございません。仮にほかの演習場で誤射があった場合、今回の事故のようなことがあった場合、住宅街に飛んだのではなかろうか、大変な事故に遭ったんじゃないかなろうか、そう考えざるを得ません。ですから、そういう面につきましても、私は、防衛大臣には強くこのことを要請いたしました。

防衛大臣は、宮崎県出身であります。自分のところにも演習場を、米海兵隊の受け入れをしたところであります。そのことを痛感して、反省をしておりました。

3点目は、大隊長が去年も来ました。同じ人なのです。そういう意味において、13日に来たときに、私は、もう防衛局にお話ししてもしょうがないと。ブランと言います、名前。大隊長に直接お話ししたいということで、去年は野火を起こした、今回はこういう事故だと。それは、2人を直ちに除隊させたでは済まない、組織の問題だと。もっと

しっかりとリーダーシップを発揮してもらいたいというお話も直接いたしたところでもあります。

そういう意味において、今回の誤射事件は重大な事故であります。二度とないように、さらに国に強く要請してまいりたい。ご理解を賜りたいと思います。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 もう時間がありませんからあれなんですけど、ただ、私が心配するのは、私はたまたま12日、13日と、ちょっと出かけていたんですけども、そのときに、そちらの地元の新聞を見ますと、矢臼別の問題はほとんど載っていないのですよね。北海道新聞が1面と、一般的に社会面というのですか、そういうところには記事が載っていましたが、地元の新聞、中央紙、そういうのは、13日になるとほとんど、みんなが見えるところには載っていないし、そちらの地元紙にはほとんど記事になっていないということなんです。

ですから、今までもいろんなことがあって、沖縄であったことも、沖縄であったことは、この辺の人は誰も知らないんですよ。ですから、やっぱりこういう事件、事故があったことに対してはやっぱり、この地元、北海道を挙げて起こっているのだよというようなことを、やっぱりきちんとそのたびにやっていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 全くそのとおりでございます。

そういう意味において、今までは札幌にあります北海道防衛局に対しての要請でありました。今回は、防衛大臣、直接国に要請をいたしたところでございます。それだけ重大な事故であるという認識を持っているわけございまして、我々が北海道からわざわざ防衛大臣のところに行ったという意味はそこにあるわけございまして、これは北海道矢臼別場の問題じゃなく、今後、国全般の演習場にかかわる問題である、そういう認識を私は持っておりますので、今、質問者が言うとおり、今後行動してまいりたいと考えております。

●議長（音喜多議員） いいですか。

以上で、10番、谷口議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告のありました5名の一般質問を終わります。

●議長（音喜多議員） 日程第3、議案第49号 固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（若狭町長） ただいま上程いただきました、議案第49号 固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会委員であります新保弘子氏は、本年8月31日をもって任期満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、引き続き同氏を選任しようとするものであり、議会の同意を求めたく提案するものであります。

住所、厚岸郡厚岸町松葉3丁目91番地、氏名、新保弘子、生年月日、昭和17年3月24日、性別、女、職業、理容業。

以上、簡単な説明であります、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

（な し）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。

したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

- 議長（音喜多議員） 日程第4、議案第50号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

デイサービスセンター施設長。

- 特老ホーム施設長兼デイサービスセンター施設長（高橋施設長） ただいま上程いただきました議案第50号 損害賠償の額を定めることについて、その提案理由についてご説明申し上げます。

議案書23ページをお開き願います。

自動車事故による損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、この事故につきましては、平成24年第4回定例会において、議案第76号で損害賠償の額を定めることにつきまして上程させていただき、相手方車両の修理費及び修理に伴う車両借上料に係る損害賠償額について議決をいただいております。

内容についてご説明申し上げます。

1、相手方は、厚岸郡厚岸町白浜4丁目66番地、吉村真梨氏であります。

2、事故の概要は、平成24年9月4日午後5時5分ごろ、厚岸町職員が職務上町有自動車を運転中、厚岸町白浜4丁目42番地の町道において、右折のため一時停止していた相手方車両に気づくのが遅れ、同車両の後部に追突したものであります。

なお、過失割合は、町が100%であります。

3、損害賠償額は、金145万4,896円であります。内訳につきましては、治療費が34万9,466円、通院費が1万2,930円、痛み等により主婦業に支障を来す損害、休業損害が37万6,200円、慰謝料が71万6,300円で、合計額が先ほど申し上げました145万4,896円でございます。

相手方は、この事故で頸椎捻挫になり、通院期間は、事故が発生した平成24年9月4日から平成25年3月30日の208日間を要しましたが、治療が完了しましたので、このたび人身に伴う賠償額を定める議案をご提案させていただいたところであります。

また、賠償金につきましては、本議会において補正予算に計上をさせていただいておりますが、損害賠償のうち治療費につきましては、平成24年第4回定例会において補正予算に計上させていただいており、既に治療期間に支払いが済んでおります。

安全運転の模範となるべき立場の町職員が、不注意からこのような事故を起こし、また、相手方を負傷させ、長期間の治療が必要になったことにつきまして、大変申しわけなく思っておりますし、深く反省をいたしている次第でございます。

今後は、職員に対し交通事故の再発防止に向けた指導を徹底してまいります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

6番、堀議員。

●堀議員 この議案が云々じゃないんですけれども、今般、一般質問とかでも矢臼別のほうであってはならない事故が起きたと。町民にしてみると、このような職員が起こした事故というものも、同じようにあってはならない事故だということだと思うのですよ。ともすれば、最近、毎回定例議会のたびに損害賠償の事案というものが上がってきます。再発防止、交通意識の研修などもやるとは言っているのですけれども、その成果というものが一向に出てこないんじゃないのかなと。再発防止策というものを強く求めたいと思うのですけれども、いかがなものなのでしょうか。

●議長（音喜多議員） デイサービスセンター施設長。

●特老ホーム施設長兼デイサービスセンター施設長（高橋施設長） 今回、デイサービスのほうでこのような事故を起こしまして、それ以降、それ以前も、朝礼とかで交通安全についてお話をしておりましたけれども、今現在、いわゆるデイライトということで、施設の車を運転する際にはデイライトをして、運転する際の安全運転の意識の高揚に努めてまいりますし、朝礼とは別に、職員の会議の中で事故の再発防止に向けてお話をさせていただいているところでございます。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（曾田課長） 職員全般にかかわる部分ですので、私のほうからお答えをさせていただきます。

確かに、このところ、このような損害賠償の額を定めることについての議案が多くなっております。その都度、庁内の課長等で組織している委員会において、これら職員に対する処分は決定をしております。

全般的にこのような事故が多くなっていることについて、直ちに職員全員に対して、庁内メール等を使って注意喚起を強く促していきたいというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 6 番、堀議員。

●堀議員 余りくどくは言いません。

国とかがやったとか、今回は米海兵隊ですけれども、そういうところには強く求めるのだと言いながら、自分たちの足元について、やはりおろそかになってはいけないというふうにも思いますので、より一層の安全意識の向上等、そういうものをやっぱり徹底していただきたいなというふうにお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 公用車を数多く抱えている当課といたしまして、安全意識の向上ということで、毎月、標語等で皆さんに注意喚起をいたしております。

それから、外勤する場合には、私のところに公用車の借用ということで、外勤命令で運転者が私のところに、私がいなければ課長補佐、その他、係長のところにやってまいります。そのときには、運転には注意してくださいということで申し添えながら、安全運転の意識向上に向けて取り組んでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第5、議案第51号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） ただいま上程いただきました議案第51号 損害賠償の額を定めることについて、提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

議案書24ページをお開き願います。

自動車事故による災害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容について、ご説明を申し上げます。

1、相手方、厚岸郡厚岸町真栄2丁目237番地、程野清。

2、事故の概要。

平成25年3月6日午前11時10分ごろ、厚岸町真栄2丁目205番地先、喫茶ロビンソン付近の交差点において、厚岸町職員が職務上町有車両を運転し、町道真栄1条通を役場側から厚岸駅方向に向かい直進していたところ、町道真栄町東2の通りを真龍小学校側から一時停止せず交差点に進入してきた相手方車両と衝突し、相手方車両の助手席側後部と町有車両の助手席側前部バンパー等が破損したものであります。

なお、町の過失割合は15%であります。

3、損害賠償額は、金1万2,717円であります。内容は、車両の修理費であります。

なお、相手方に負傷はなく、町有車両はバンパー及びヘッドライトの修繕であります。

前方不注意により相手方に損害を与え、大変申しわけなく思っております。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

（なし）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第6、議案第52号 辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） ただいま上程をいただきました議案第52号 辺地に係る総合整備計画の策定について、その提案理由を申し上げます。

本議案につきましては、平成24年度をもって末広辺地と糸魚沢辺地に係る総合整備計画の計画期間が終了したことから、平成25年度を始期とする新たな総合整備計画を策定しようとするものでございます。

上程いただきました本総合整備計画は、第4次3カ年実施計画との整合性を図りつつ、辺地対策事業債の適債事業と認められる事業を抽出の上、平成29年度までの5カ年間で計画期間とする総合整備計画案を策定し、北海道との協議を重ねてきたところでありますが、このたび北海道知事から、計画案に対して異議はない旨の通知を受けたところであります。

このため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、北海道知事との協議の整った末広辺地と糸魚沢辺地に係る公共的施設を総合的かつ計画的に整備するための総合整備計画の策定に当たり、町議会の議決が必要になったところであります。

議案書26ページをごらんください。

末広辺地に係る総合整備計画書であります。

1として、辺地の概要についてであります。

辺地を構成する町村または字の名称は、厚岸郡厚岸町末広。

地域の中心の位置は、厚岸郡厚岸町末広87番地5。

（3）の辺地度点数については、184点となっております。

この辺地度点数は、へんぴな程度をあらわす点数で、公共的施設からの距離や交通機関の状況などの要員を点数方式で算出して、100点以上であれば辺地と認められるものでございます。

2の公共的施設の整備を必要とする事情として道路を掲げておりますが、当地域は、市街地から15キロメートルほど離れ、昆布漁を主とした沿岸漁業を営む地域であり、公共交通機関の便も悪い状況にあることから、生活上欠くことのできない交通路を確保するとともに、生産基盤の向上により漁業経営の安定を図るため道路の整備をしようとするものであります。

次に、3として、公共的施設の整備計画でございますが、計画期間を平成25年度から平成29年度までの5年間とし、床潭末広間道路整備を厚岸町が事業費9億9,754万1,000円で整備しようとするもので、財源内訳のうち特定財源については国からの交付金であります。

また、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を3億6,600万円とするものであります。

次に、議案書27ページをごらんください。

糸魚沢辺地に係る総合整備計画書であります。

1として、辺地の概要についてであります。

(1) 辺地を構成する町村または字の名称は、厚岸郡厚岸町糸魚沢、若松、トライベツでございます。

(2) 辺地の中心の位置は、厚岸郡厚岸町糸魚沢12番地。

(3) 辺地度点数については、150点となっております。

2の公共的施設の整備を必要とする事情として農道を掲げておりますが、当地域は、市街地から10キロメートル以上離れた山間部に位置し、交通事情の不便の中で大型酪農を営む地域であることから、生活上欠くことのできない交通路を確保するとともに、生産基盤の向上により農業経営の安定を図るため、農道の整備をしようとするものであります。

次に、3として、公共的施設の整備計画でございますが、計画期間を平成25年度から平成29年度までの5年間とし、農道の道営別寒辺牛地区一般農道整備を北海道が事業費1億5,100万円で整備し、国からの補助金と北海道の負担額を除いた3,397万5,000円を厚岸町が一般財源をもって負担するもので、その一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を3,390万円とするものであります。

以上、大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます、議案第52号の提案説明とさせていただきます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 今回のこの計画なんですが、床潭末広間道路については、今年度の事業も含めて、末広のほうに向かってということですよ、今までやった事業。

それから、別寒辺牛地区の一般農道整備、この場所をちょっと教えてください。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） ご質問にお答えいたします。

床潭末広間道路の整備でございますけれども、今年度の事業所を含んで、平成25年度から5カ年間ということで、9億9,754万1,000円ということで計上させていただいております。

方向は、今進んでいるのは、床潭側から末広側、終点に向けて進んでおります。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 別寒辺牛の農道につきましては、ことしで一応完了予定ということで整備が進んでおりまして、ことし、一部舗装されておりますけれども、残りの舗装と、それから、防雪柵をやるということで今、進めていると。

それで、場所は、ちょっとわかりづらいのですが、糸魚沢からトライベツに向かっていきまして、安藤牧場を過ぎまして、右のほうに入っていく道路があるのですけ

れども、農家さんでいくと、千田さん、それから宮本さんの前を通過、最終的に武隈さんの前を通過して道道にぶつかるという路線でございます。

●議長（音喜多議員）　ほか、ございませんか。

（な　　し）

●議長（音喜多議員）　なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員）　日程第7、議案第53号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議案第54号　北海道市町村総合事務組合規約の変更について、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（曾田課長）　ただいま上程をいただきました議案第53号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について及び議案第54号　北海道市町村総合事務組合規約の変更について、その提案理由と規約変更の内容についてご説明申し上げます。

初めに、議案第53号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてであります。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合は、北海道町村議会議員等に対する公務災害補償等に関する事務を共同処理するために、道内の町村、一部事務組合及び広域連合をもって組織する団体で、地方自治法第286条第1項の規定により、これら一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体など組合を組織する団体の協議によりこれを定めることとしており、同法第290条の規定により、その協議について議会の議決を求めるものであります。

このたびの規約の変更理由は、新たに北空知圏学校給食組合が当事務組合に加入することによるものでございます。

議案書28ページをごらんください。

なお、これから行う規約案の説明は、議案書により行わせていただきますので、別にお配りしている議案第53号説明資料、新旧対照表につきましては、参考としてあわせてご参照していただきたいと思います。

規約変更の内容であります。

規約第3条の規定により、組合を組織する町村等一部事務組合及び広域連合を定める別表第1に「北空知圏学校給食組合」を加えるものであります。

附則でございます。この規約の施行日であります。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとし、北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する関係地方公共団体等の全ての議会で議決が得られた場合、当該事務組合において、総務大臣の許可を受けるための事務手続をすることになります。その許可を受けた日からこの規約を施行することとするものでございます。

次に、議案第54号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてであります。

北海道市町村総合事務組合は、非常勤の職員の公務上の災害補償に関する事務などを共同処理するために、道内の市町村、一部事務組合及び広域連合をもって組織する団体で、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体など組合を組織する団体の協議によりこれを定めることとしており、同法第290条の規定により、その協議について議会の議決を求めるものであります。

このたびの規約の変更理由は、議案第53号と同様、新たに北空知圏学校給食組合が当事務組合に加入することによるものでございます。

議案書29ページをごらんください。

なお、これから行う規約案の説明は、先ほどと同様、議案書により行わせていただきますので、別にお配りをしております説明資料、新旧対照表につきましては、参考として、あわせてご参照していただきたいと思います。

規約変更の内容であります。

初めに、規約第2条の規定により組合を組織する地方公共団体を定める別表第1については、空知総合振興局の項中、空知中部広域連合の次に「、北空知圏学校給食組合」を加えるとともに、当該総合振興局内の団体数を34から35に改めるものであります。

次に、組合の共同処理する事務を定める別表第2については、同表第9項中、空知中部広域連合の次に「、北空知圏学校給食組合」を加えるものであります。

附則でございます。この規約の施行日であります。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとし、北海道市町村総合事務組合を組織する関係地方公共団体等の全ての議会で議決が得られた場合、当該事務組合において、総務大臣の許可を受けるための事務手続を行うことになりますが、その許可を受けた日からこの規約を施行することとするものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

●議長（音喜多議員） 初めに、議案第53号について質疑を行います。

ございませんか。

（な し）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり決しました。  
次に、議案第54号について質疑を行います。  
ございませんか。

（な し）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第8、議案第55号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。  
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
建設課長。

- 建設課長（高谷課長） ただいま上程いただきました議案第55号 工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。  
議案書の30ページをお開き願います。  
次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

床潭末広間道路は、その名のとおり床潭地区と末広地区を結ぶ路線であり、漁業などの産業道路として、また、地域住民の生活道路として、なくてはならない重要な幹線道路であります。

床潭地区、末広地区間の現状は、海岸に沿って山の斜面が張り出した地形が続いており、地滑り地区が多数点在していることも調査でわかっております。その中を縫うように道路が走っているため、急勾配、急カーブが多く、道路幅は車がすれ違うことも困難な3メートルほどを確保するのがやっとの状態にあります。これらの危険箇所を解消するため、平成20年度から事業を実施してきております。

今年度は、現状地盤が急な斜面となって既設道路に迫ってきているため、道路拡幅ができなかった箇所の対策を施すものでございます。

今回、工事の内容であります、1として、工事名、床潭末広間道路法面改良工事。

2として、工事場所、厚岸町末広。

3として、契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、町内外を含め7社の参加によるものです。

4として、請負金額、金5,554万5,000円。

5として、請負契約者は、株式会社宮原組であります。

31ページをお開き願います。

参考といたしまして、1、工事概要ですが、受圧板工として、使用材料はプレキャストコンクリート板、これは、工場製作したコンクリート製品を使用いたします。大きさは、縦、横ともに2.85メートル、枚数は56枚となっております。

アンカー工として地中に埋め込み、地盤との摩擦力で支持を得るグラウンドアンカーを使用します。長さは13メートルから16メートルでございます。これは、受圧板と対になっておりますので、本数は56本となります。

植生基材吹付工として、使用材料は植物の生育に適した泥炭等を含む有機質系で、吹きつけ圧は8センチメートル、吹きつけ面積は287平方メートルとなっております。これは、国道44号を釧路に向かうと、深山の左手の法面で行っているものと同様の施工になります。

2、工期ですが、着手は契約締結日の翌日から、完成は平成25年12月10日までとするものであります。

3、参考図面として、位置図、平面図、受圧板配置図、受圧板詳細図、標準施工断面図は、別添資料33ページのとおりでございます。

続きまして、32ページをお開きください。

今回の施工位置ですが、図面中央下、床潭と末広の間の黒く示した部分となります。

33ページをお開き願います。

図面の左側、①平面図をごらんください。

図面真上を北として示しております。西側、図面向かって左側が床潭地区、東側、図面向かって右側を末広地区とした配置となっております。

図面中央に水道施設であります末広ポンプ場を示してありますが、この末広ポンプ場の上を回るように走っている線が古い道路でございまして、そこから南側に少し濃い線で示している道路が新しい道路、計画道路であります。

下と上に引き出しているとおり、下の引き出しには、改良済と書いておりますが、平成24年度までに計画道路カーブ部分の路盤改良まで終えた箇所を示しております。今回の工事区間は、そこから末広側へ向かう区間、上に引き出し線で書いておりますけれども、平成25年後施工区間というふうに示しておりますが、延長100.93メートルの工事区間となります。受圧板などを設置するのは、計画道路の東側、図面向かって右側に書いてございます。断面のところで切っておりますが、右側に配置を示しております。

図面の右側の上部、33ページの右側の上部の②受圧板配置図をごらんください。

のり面を押さえる受圧板の配置を示したものでございます。のり面の高さによりまし

て、受圧板を1段から2段、3段と、調整して配置しております。また、受圧板の隙間は、先ほど申しましたように、植生基材吹きつけにより植生を行うものでございます。

次に、その下、③の受圧板詳細図をごらんください。

左側が受圧板1枚を拡大した平面図でございます。右側がその断面図となります。大きさは縦横2.85メートルのほぼ正方形であり、厚さは、中心部の厚いところで0.35メートル、35センチでございます。端部の薄いところで0.20メートル、20センチとなっております。

いま一度、左側、①の平面図に戻っていただきたいと思います。

平成25年度施工区間のほぼ中央部にA、A'の表示がございますけれども、この場所を断面的に見たものが33ページ図面右側下のほうの④標準断面図A、A'と書いてございます。標準断面図の左側に、既設道路として幅約3.0メートルを示してございます。そこから図面右側に幅6.5メートルまで拡幅する計画道路となっておりますので、既設の道路からすぐ右側は現状地盤線が今は狭まっておりますので、そののり面を縦1に対して横0.5の比率で切り土、切り込みながら受圧板の中心となる箇所に地中の安定している岩盤までアンカーを打ち込むという工事になっております。

その後、受圧板を設置する際に、先に打ち込んだアンカーで受圧板自体を地面側に引っ張ることによって、急斜面でありながら安定したのり面をつくり上げるというのが今回の工事でございます。

今年度の施工は法面部分であり、計画道路の改良等は平成26年度以降に施工する予定となっております。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

9番、南谷議員。

●南谷議員 この請負金額5,554万5,000円計上されているのですが、指名競争入札金額が税抜きで5,290万円、こういう数字になっているのです。落札率が98%。この数字を見て、ちょっと疑問に思ったのですよ。と申しますのは、一般会計予算資料、平成25年度分の資料ですと、この資料の23ページ、投資的経費の内訳、床潭末広間道路の総事業費が2億500万円で、工事一式1億5,296万8,000円という当初予算に計上されていたのですが、今回の請負金額を見ると5,500万円、ちょうど差があるのですよね。ですから、当初、ことしの計画とどういう相関関係があるのか、まずお尋ねをさせていただきます。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 答えいたします。

当初予算、全体事業費、事務費も含んで3月にご承認いただいた2億520万円でございます。その際に、社会資本整備対象として2億円の対象というふうに当初予算では組ん

でいました。ところが、北海道から最終的に、今現在で来ている事業費承認は1億4,000万円ということで、6,000万円減になっております。

それで、今回、当初予算では工事請負費が1億5,296万8,000円ということでご承認いただきましたけれども、6,000万円減になっておりますので、現在の国、北海道から来ている工事請負ベースでの工事請負費では、9,296万8,000円でございます。そのうち今回発注させていただいたのが、発注済で契約金額が5,554万5,000円ということで、残り3,742万3,000円でございます。

この、今のところ残っているお金は、この次に、地滑り対策工として、今の地点から450メートル離れた末広側のほうの押さえ盛り土等々で発注していきたいなというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 そうしますと、当初予算で工事事業費1億5,000万円ぐらい組んでいた予算が、社会資本整備交付金のほうが9,000万円ぐらいの財源に縮まったのだと。実質、事業、この計上でいくと5,500万円、残り3,742万3,000円の財源があるので、それについては年度内に工事を、地滑りというのですか、また奥のほうの工事をしますよと、こういうことを読み取れと、こういうことなのですかね。まだ質問しますよ。そういうことで理解をされているかどうか、まず1点目。

私なりに、今の説明を聞くと、そういう理解に至ったのですけれども、そこで、もしそうだとすれば、ご承知のとおり、床潭末広間道路、非常に路面が、傷みがひどくなってきております。やはり、町長も肝いりで床潭末広間道路早期完成に向けて努力をされているんでしょうけれども、しかしながら、努力している結果、道の予算が結果として、ことし、当初計画より満度につかない現実にあるのだなということを理解をせざるを得ないのかなというふうに私なりに考えたのですけれども、今後、年度内に補正か何かで追加という可能性があるかどうか、また、今後に向けての努力はどうなるのか、その辺についてお尋ねをさせていただきます。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 1点目の工事請負費の絡みでございますけれども、私どものちょっと説明不足でございまして、大変申しわけなく思います。先ほど私が述べましたように、当初、1億5千数百万円の工事請負費を考えていましたけれども、今現在のベースでいくと9,000万円台ということで、残り3,700万円ほどの工事をこの後引き続き発注させていただきたいなということでございます。

それと、今現在の社会資本整備交付金でございますので、今後、参議院議員選挙後も含めまして、国等の補正も考えられるところでございます。ただ、どうしても、遅い時期に補正がされても、実際は寒冷地でございまして、なかなか施工できないという内容の工事もございます。当初考えていたのは、この先のすぐそばの土どめ工を、コンクリート躯体を打ちたいなという場所がございまして、すぐそばでございましたけれども、そ

れが5、6千万円かかるということで、当初考えていましたけれども、今回、当初ではつかなかったと。それがもし遅い時期に国のほうで補正になったとしても、実際には、施工時期としては、当町にとってはふさわしくない状態となりますので、その辺を勘案しながら、今後の追加も含めて検討してまいりたいと考えております。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 住民の要望でもありますし、なるべく早く、完成に向けて、当初計画よりも現状では遅れるのだという認識をさせていただいたのですけれども、努力をしていただきたいなと思いますし、課長のほうからの説明なんですけれども、私どもは素人なので、この議案書を見ただけで、当初予算と比較して、なぜこうなんでしょうと非常に疑問に思ったのですよ。説明のときに一言、そういう経緯というものも若干説明していただければ、私はありがたいのですが、今後ともよろしく、説明すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 答えいたします。

床潭末広間道路につきましては、一応3カ年ベースでも、平成20年度から平成28年度ということで事業を組んでおります。今現在ですと、まだ40数%の進捗率ということで、もう少し残っております。今までどおり、そんな、調査だとか設計だとか、工事のできる箇所も限られていましたけれども、今後はペースを上げながら、年間事業費を国のほう等々に、重点的に配分されるよう、事業進捗に向かって、早期事業完成に向けて取り組んでいきたいなというふうに考えております。

それから、先ほどの議案の説明でございますが、議員おっしゃられるように、もう少し説明の中で、当初予算、それから今現在の予算の成り行きも含めまして、説明が少し足りなかったかなと反省しております。

今後の予算ですけれども、補正等が追加になるのか減額になるかにつきましては、秋以降にそれをお答えさせていただく機会があるかと思っておりますので、よろしく願いたします。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

次に、6番、堀議員。

●堀議員 この事業自体の今後の予定は今お聞きできたので、それについてはいいです。

契約関係についてお聞きしたいのですけれども、今回、指名競争入札ということになっているのですけれども、まず、予定価格の事前公表だったのか、それとも事後公表だったのか、これについて教えていただきたいと思います。

それと、この議案第55号の参考資料なんですけれども、入札結果というふうになっていて、工事名、工期、参加業者名というふうにあるんですけれども、議案に請負業者名

は載っているんですけども、その下、A、B、C、D、E、Fというふうになっているんですけども、これを明示しないのには何か意図的なものがあるのかなのか、それをお聞きしたいと思います。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 予定価格でございますけれども、平成24年度をもちまして、当町では事前公表はやめまして、事後公表をやってきています。予定価格は事後公表ということでございます。

それから、入札結果の参加業者名でございますけれども、今回の議案では、どこがとって、どこが幾らで工事を請け負ったのだということの入札結果の参考資料でございますので、あえてA、B、C、D、E、Fということで表示させていただいたという内容でございます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 まず、予定価格が事後公表だということで、ここにあるEとFが予定価格よりも上回っていることについても納得いたしました。

ただ、屋号称号が伏されてA、B、C、D、E、Fとなっているんですけども、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、こちらの第8条のほうには、入札及び契約の過程に関する事項としての情報の公表を行わなければならない事項というのがありますよね。そこには入札に参加した者の称号、名称、入札金額というものも表示しなければならないというふうになっている。当然、これを受けた町のホームページのほうを見れば、私は今回のこれも見ていなかったんですけども、恐らく全業者、名前が載っているんだなと思うんですけども、ただ、それとは別に、議会のほうに出すのには名前を伏せるというものがなかなか理解できないと思うんですよね。法に照らしておけば、A、B、C、D、E、Fじゃなくて、全て業者名を議会のほうにも資料として公表していただきたいなと思うんですけども、どうなんでしょうか。その上で、このA、B、C、D、E、F全ての名前を今教えていただければ教えていただきたいと思いますので、お願いいたします。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午前11時50分休憩

午前11時51分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。  
建設課長。

●建設課長（高谷課長） 大変時間をおかけしました。

今回は、意図として参加業者名をA、B、C、Dとしているわけではなくて、先ほど申したように、そういった過程の中で今回こういう資料を作成させていただきましたけれども、議員おっしゃるように、情報を行う事項として適切に参加業者名を今後掲載していきたいと思います。

それから、先ほどの参加業者名でございますけれども、宮原組以下、坂野建設株式会社、村井建設株式会社、萩原建設工業株式会社、阿寒共立土建株式会社、道東建設工業株式会社、丸彦渡辺建設株式会社の以上7社でございます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 わかりました。参加業者のランク云々というものは、ちょっとこれから別に調べてみないとわからないと思うので、それは私のほうでもまた調べた中で、お聞きしたいことがあれば別なときにお聞きしたいと思うのですけれども、今までも工事請負のもの、最近だとA、B、C、Dというように伏せられていたのですけれども、私がたもなかなかわからない中で、指摘をしなかったほうも悪いのかもしれないのですけれども、今後、こういうような工事請負契約等においても、名前を伏せないで、全て法にのっとった情報公開というものを議会側にもしていただきたいと思いますので、それを要望いたしまして、終わらせていただきます。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

先ほどの件と同じで、公開するというので今後適切にしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

●議長（音喜多議員） ほか、ございませんか。

（なし）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

昼食のため休憩します。再開は、午後1時といたします。

午前11時53分休憩

午後 1 時00分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

日程第9、議案第56号 町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました議案第56号 町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

議案書34ページをお開きください。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、原則として同年4月1日に施行されました。

この税制改正に伴い、平成25年度課税にかかわり、改正法案と同日施行しなければならない町税条例の一部改正は専決処分で報告し、ご承認をいただきましたが、それ以外に、今後の施行を要する部分につきまして、本定例会に上程するものであります。

改正内容の説明につきましては、別紙お手元に配付の議案第56号説明資料、町税条例の一部を改正する条例新旧対照表及び町税条例の一部を改正する条例の概要により行います。

まず、新旧対照表をごらんください。

第28条の7は、寄附金税額控除について、復興特別所得税の課税による控除額の増を町民税で調整する規定の追加であります。

第37条第5項は、固定資産税の納税義務者等について、及び、次ページ、第123条第4項は、特別土地保有税の納税義務者等について、課税の特例措置の廃止に係る対象納税義務者の規定の削除であります。

附則第3条の2は、延滞金の割合等の特例について、規定法制の見直しによる引き下げであります。

第4条は、法人町民税の納期限の延長に係る延滞金の特例について、前条の特例基準割合を適用する規定の追加であります。

第4条の2は、公益法人等に係る町民税の課税の特例について、租税特別措置法における特例対象の追加による項番号の変更であります。

第7条の3の2は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除について、対象期間の延長及び対象額の拡充であります。

第7条の4は、寄附金全額控除における特例控除額の特例について、復興特別所得税の課税による控除額の増を町民税で調整する規定の追加であります。

第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、租税特別措置法における特例の廃止による条番号の変更であります。

第22条の2は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例について、読みかえ規定の内容を変えずに、別表とする変更であります。

第2項は、前項の特例の対象者について、同居の相続人を対象とする規定の追加であります。

第3項は、前項の追加による文言の整理であります。

第23条第1項は、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限等の特例について、地方税法の改正による項番号の変更及び文言の整理であります。

第2項は、対象期間の延長及び対象額の拡充であります。

次に、改正内容について、概要資料でご説明いたします。

概要その1は、寄附金税額控除における復興特別所得税の課税による所得税と町道民税の控除額の調整であります。

地方公共団体に寄附した場合、所得税と町道民税の寄附金控除により、寄附金額のうち2,000円を超える金額について、全額控除されますが、平成25年から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合、所得税額を課税標準とする復興特別所得税も軽減されることから、町道民税に係る特例控除額で調整を行うものであります。

寄附金税額控除の仕組みについて、例を挙げてご説明いたします。

年収500万円の人が3万円の寄附金をした場合でございます。現行は、所得税では3万円から適用下限の2,000円を除いた2万8,000円の20%、町道民税では基本分10%と特例分70%、合わせて2万8,000円の軽減となっておりますが、改正案は、所得税の20%分に加え、復興特別所得税2.1%分が控除され、この分の調整として、町道民税の特例分の率を69.58%として、全体で現行と同じ2万8,000円の軽減となるよう調整する内容であります。

また、山林所得と退職所得のある人で譲渡所得等分離課税の特例を受けている人も同様の割合となるものであります。

施行期日は、平成26年1月1日であります。

概要のその2は、固定資産税及び特別土地保有税の課税の特例措置の対象納税義務者の削除であります。

具体的には、独立行政法人森林総合研究所が実施していた特例措置の対象事業が平成24年度で完成し、今後の見込みがないことから、同研究所を特例措置の対象納税義務者から削除するものであります。

施行期日は、公布の日であります。

なお、厚岸町における対象はございません。

概要その3は、延滞金の利率の引き下げであります。

現行は、納期限の翌日から起算して1カ月を経過する日までの期間は年7.3%、それ以後は年14.6%であります。この年7.3%部分については、特例基準割合として、各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行が示している商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合を言い、これが年7.3%に満たない場合には、この特例基準割合となり、現在は4.3%であります。

改正案は、この特定基準割合の定義を改め、各年の前年の12月15日まで、財務大臣が

示す割合として、各月における短期貸し付けの平均利率の合計を12で除した割合に1%を加算した割合とし、現在の利率ではおおむね9.3%、1カ月以内がおおむね3%となり、引き下げとなるものであります。

施行期日は、平成26年1月1日であります。

概要その4は、法人町民税の納期限延長に係る延滞金の特例の引き下げであります。

申告書を提出すべき法人が監査の事情等により決算が確定せず、申告書の提出が延長された場合、その期間に応じ延滞金が課され、本則では7.3%であります。申告基準日における商業手形の基準割引率が5.5%を超える場合は、表内の計算式による割合とされております。現行では5.5%を超えていないことから、7.3%であります。

改正案は、概要その3で説明いたしました特例基準割合となり、現在ではおおむね2%であり、引き下げとなるものであります。

施行期日は、平成26年1月1日であります。

概要その5は、公益法人等に係る町民税の特例対象の追加であります。

公益法人等に財産を寄附した場合において、その寄附が公益の増進に著しく寄与するとして国税庁長官の承認を受けたときは、その寄附財産に係る譲渡益は非課税とされておりますが、その後、寄附を受けた公益法人等が、その寄附財産を公益事業の用に直接使用しなくなった場合には、承認を取り消し、譲り受け法人が寄附を行った側とみなした譲渡益に所得割を課することになっております。この特例の対象に、幼保連携型認定こども園の設置のための非課税対象財産の譲渡を受けた公益法人等を追加するものであります。

施行期日は、平成26年1月1日であります。

なお、現在、厚岸町には対象法人はございません。

概要その6は、個人町道民税の住宅ローン控除の延長と拡充であります。

現行は、平成26年12月までに入居した場合、所得税で控除し切れなくなった住宅借入金等税額控除額を個人町道民税から控除できますが、控除限度額は所得税の課税総所得額の5%、最高9万7,500円としております。

改正案は、現行と同じ条件を平成26年3月までに入居した場合に適用し、平成26年4月から平成29年12月までに入居した場合は、所得税の課税所得金額の7%、最高13万6,500円へ引き上げるものであります。

この適用は、消費税率が8%または10%の場合とし、それ以外の場合、いわゆる消費税率が上がらなかった場合は、東日本大震災の被災者を除いて、現行と同様の5%、最高9万7,500円とするものであります。

施行期日は、平成27年1月1日であります。

概要その7は、土地の譲渡所得の課税特例の廃止であります。

租税特別措置法に規定される認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例が廃止されたことにより、重複して特例を受けない対象から削除するものであります。

施行期日は、平成26年1月1日であります。

なお、今回廃止される特例対象は、厚岸町にはございません。

概要その8は、東日本大震災における被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等

の特例の対象者の追加であります。

現行は、東日本大震災により居住用家屋が滅失した敷地を平成30年12月31日までに譲渡された所得について軽減税率が適用されますが、改正案は、その家屋の所有者が死亡した場合においては、その家屋に同居していた相続人をその対象とするものであります。

施行期日は、平成26年1月1日であります。

以上で、議案第56号の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第10、議案第57号 厚岸町後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（曾田課長） ただいま上程いただきました議案第57号 厚岸町後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

国は、平成25年度税制改正において、現在の低金利の状況を踏まえ、納税者等の負担を軽減する観点から、国税の延滞税の割合を引き下げる特例措置の見直しを行うとともに、本年3月30日に公布された地方税法の一部を改正する法律において、国税と同じく、地方税の延滞金の割合を引き下げる特例措置の見直しを行い、これを平成26年1月1日から施行することといたしました。

このたびの条例改正は、この法律改正を受け、町税条例のほか延滞金について規定している厚岸町後期高齢者医療に関する条例、厚岸町介護保険条例、厚岸町公共下水道事業受益者負担金条例及び厚岸町公共下水道条例を精査したところ、この四つの条例の延滞金に関する規定を改めるとともに、これらの条例の詳則を合わせる必要が生じたことから、町税条例に準じ、所要の改正を行おうとするものであります。

改正の内容については、先ほど議決いただきました議案第56号 町税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由で説明がありましたとおり、いわゆる延滞金の利率の引き下げであります。

現行の延滞金の割合は、納期限の翌日から一月を経過する日までの期間が年7.3%、それ以後が年14.6%としており、特例措置による延滞金の割合については、この年7.3%の部分について、前年の11月末日における公定歩合に年4%を加算した割合が年7.3%に満たない場合は、公定歩合に年4%を加えた特定基準割合とし、現在は4.3%となっております。

改正案では、この特定基準割合の定義を改めるとともに、毎年12月15日までに財務大臣が告示する国内銀行の1年間の平均短期貸付利率に年1%を加算した割合とするもので、現在の利率で言いますと、年14.6%が年9.3%に、納期限の翌日から一月を経過する日までの期間にあっては、年4.3%が年3.0%に、それぞれ引き下げとなるものであります。

また、この条例は、このたび改正しようとする条例が四つの条例に及ぶため、条例の題名を厚岸町後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例とした上、本則を4条立てとして、第1条で厚岸町後期高齢者医療に関する条例の一部改正、第2条で厚岸町介護保険条例の一部改正、第3条で厚岸町公共下水道事業受益者負担金条例の一部改正、第4条で厚岸町公共下水道条例の一部改正について、それぞれ規定していることをあらかじめご了解いただきたいと存じます。

なお、これから行う条例案の説明は、議案書により行わせていただきますので、別にお配りしている議案第57号説明資料、厚岸町後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表につきましては、参考としてあわせてご参照していただきたいと思います。

それでは、条番号に沿って改正の内容をご説明いたします。

議案書40ページをごらんください。

第1条は、厚岸町後期高齢者医療に関する条例の一部改正であります。

附則第3条の改正は、先ほど説明いたしましたとおり、保険料の延滞金の割合を引き下げる特例措置の見直しで、条文の全部を改めるものであります。

議案書41ページをお開き願います。

第2条は、厚岸町介護保険条例の一部改正であります。

初めに、第7条第1項の改正は、年14.6パーセントの次に「(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)」の字句を加え、地方税法に準じて、納期限の翌日から一月を経過するまでの延滞金の割合を年7.3%とするものであります。

次に、附則の最後に条文を加える改正は、保険料の延滞金の割合を引き下げる特例措置の見直し後の規定を附則第8条として追加するものであります。

第3条は、厚岸町公共下水道事業受益者負担金条例の一部改正であります。

改正の内容は、受益者負担金の延滞金の割合を引き下げる特例措置の見直し後の規定を附則第3項として追加するものであります。

なお、下水道事業に係る受益者負担金の延滞金の割合については、税や他の料金に係

る延滞金の割合である年14.6%ではなく、都市計画法第75条第4項において年14.5%と規定されておりますので、ご理解願います。

議案書42ページをごらんください。

第4条は、厚岸町公共下水道条例の一部改正であります。

改正の内容は、下水道使用料の延滞金の割合を引き下げる特例措置の見直し後の規定を附則第2項として追加するものであります。

次に、附則であります。

第1項は施行期日で、この条例は、平成26年1月1日から施行するものであります。

第2項は経過措置を規定しており、第1条の規定による改正後の厚岸町後期高齢者医療に関する条例、第2条の規定による改正後の厚岸町介護保険条例、第3条の規定による改正後の厚岸町公共下水道事業受益者負担金条例及び第4条の規定による改正後の厚岸町公共下水道条例の規定は、延滞金のうち、この条例の施行の日である平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用するものとし、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしく願いをいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

6番、堀議員。

●堀議員 ちょっと教えてもらいたかったのですが、延滞金の割合の特例措置に関するものに関して、その改正に伴っての条例でうたっているものについて、今回、このように改正があったということでわかったのですが、それじゃあ、条例じゃない部分、財務規則とかにあるような、よく契約行為の中での遅延利息とか、履行遅延とか、そういったもの、それらの改正というものというのも今後されるのか、そういう予定というものがあるのか。それとも、そこまではあれなので、それとは全然別なのだよということなのか、教えていただきたいと思うのですが。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（曾田課長） それら、今、ご質問のあったものにつきましては、この延滞金のものとまた別個なものでありますけれども、既に規則等につきましては、庁内それぞれの担当課において改正済みでございます。

●議長（音喜多議員） ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第11、議案第58号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（板屋課長） ただいま上程いただきました議案第58号 厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に法律第3号として公布されたところではありますが、このうち平成26年1月1日から施行される部分について、厚岸町国民健康保険税条例においても同様の改正を行う必要が生じたところがあります。

今回の改正は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例に関するもので、現行では、東日本大震災により、その有していた居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった納税義務者が、当該家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができるものとなっていますが、この特例等の適用を受けることができる対象に納税義務者の相続人が加えられ、東日本大震災により、その有していた居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった者の相続人が、当該家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合には、当該相続人は、当該家屋を被相続人がその取得をした日から所有していたものとみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができるものとするものであります。

議案書43ページであります。

なお、別紙にて、議案第58号説明資料、厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表を配付させていただいておりますので、参考としてください。

改正内容につきましては、附則の改正でございます。

附則第16項は、国民健康保険税の課税に係る東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例に関する規定で、東日本大震災により住宅が滅失し、または原状回復が困難な損壊をしたことにより居住できなくなった家屋の敷地の譲渡所得に対する3,000万円控除の特例期限の延長を行い、被災居住用財産の譲渡所得の特例に係る譲渡期限を、現行の東日本大震災のあった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までとあるのを4年間延長して、7年を経過する日の属する年の12月31日までとし、該当する被災者に対する国民健康保険税の負担の軽減を図るものであります。

地方税法の規定において、この特例の対象者は、その有していた家屋で居住の用に供

することができなくなった納税義務者のみでありましたが、これに加え、その家屋の所有者が死亡した後においては、この家屋に居住していた相続人をその対象とするため、附則第44条の2第3項を附則第44条の2第4項及び第5項とする改正があったため、条例附則第16項においても、地方税法の引用条項を改正するものであります。

附則第4項の規定の適用及び附則第5項において準用する場合についての読みかえ規定の部分についても、この地方税法の改正に伴い、第36条を第35条第1項に改正するものであります。

次に、附則であります。第1項は施行期日で、この条例は、平成26年1月1日から施行するものであります。

第2項は適用区分で、改正後の厚岸町国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

なお、今回の改正に伴う東日本大震災に係る譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例の対象となる方は、現在、厚岸町にはおられませんことを申し添えさせていただきます。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。  
ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。  
ございませんか。

（な し）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり決しました。
- 議長（音喜多議員） 日程第12、議案第59号 厚岸町がん予防保健事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
保健福祉課長。
- 保健福祉課長（松見課長） ただいま上程いただきました議案第59号 厚岸町がん予防保健事業条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

町では、がん検診に要する費用について、平成21年度から平成23年度は子宮がん及び乳がん検診、平成24年度においては子宮がん及び乳がん、働き盛りの世代が無料で検診を受けることができる検診体制を整備するため、大腸がん検診を追加し、それぞれ国の補助事業を活用して、節目年齢の方を対象に、検診に要する費用を徴収しないこととさせていただきますが、国では、平成25年度においても、この検診に要する費用を無料とする補助事業の継続を決定したところです。

町においては、この事業を活用して無料化したことにより、子宮がん検診では8%台から13%台へ、乳がん検診では9%台から13%台へ、2年平均での受診率が上昇し、大腸がん検診では16%から19%台に上昇しておりますが、町の目標には到達していない状況にございませんことから、平成25年度についてもこの事業を継続し、がん検診の受診促進等を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を目的として、節目年齢の方の子宮がん及び乳がん検診並びに大腸がん検診に要する費用につきましては、徴収しないこととしようとするものです。

子宮がん検診については20歳以上の方に、乳がん検診については40歳以上の方を対象に検診を実施しています。現行条例本則では、子宮がん検診については1,500円、乳がん検診については、50歳未満1,900円、50歳以上1,600円とし、検診に要する費用の一部を徴収することが規定されています。

改正する内容は、受診される節目年齢の方、具体的には、子宮がんについては20歳、25歳、30歳、35歳、40歳の方、乳がんについては40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の方々、それぞれ5年の節目となる年を期して受診を促すため、平成21年度から平成24年度に限り費用の徴収を行わないこととしていた内容を、平成25年度においても適用する整備を図ろうとするものであります。

また、大腸がん検診については、40歳以上の男性及び女性を対象に検診を実施しています。現行条例本則では700円とし、検診に要する費用の一部を徴収することが規定されています。

改正する内容は、受診される節目年齢の方、具体的には40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の方々、それぞれ5年の節目となる年を期して受診を促すため、平成25年度においても費用の徴収を行わないこととするため、本案を提出するものであります。

お手元に配付の厚岸町がん予防保健事業条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。

新旧対照表によりまして、ご説明申し上げます。

附則第2項は、子宮がん検診と乳がん検診については、節目年齢の方の費用の徴収は行わないとする年度の規定でございますが、「平成24年度まで」を「平成25年度まで」に改めるものでございます。

附則第3項は、大腸がん検診については、節目年齢の方の費用の徴収は行わないとする年度の規定でございますが、「平成24年度に限り」を「平成24年度及び平成25年度に限り」に改めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書44ページにお戻りください。

附則でございます。

第1項、この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用するものであ

ります。

第2項は、公布の日までの間に検診を受けた方から徴収した費用は、平成25年4月1日に遡及して、その全額を還付する規定でございます。

なお、節目年齢の方々には、個々に検診の受診勧奨を行ってまいります。対象者は、子宮がん、乳がん両方の検診の対象となる40歳の方70名を含め、子宮がん検診の対象者は251名、乳がん検診の対象者は340名、大腸がん検診の対象者は713名でございます。

以上、大変簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

12番、室崎議員。

●室崎議員 参考までに教えていただきたいのですが、まず、この条文の書き方から言いますと、平成25年度までについて、節目年齢の方から費用を徴収しないということは明確なんだけれども、平成26年度以降については、現在の状態ではそれがどうなるかはわからないというふうに理解しておけばよろしいのかどうか、これが1点。

それから、先ほどこういうようないろいろな制度をつくって、がん検診の受診者を増やそうと一生懸命努力しているわけですね。そのために、9%が13%になったり、大分上がってきているという話があったんです。それで、そのまずパーセンテージというのは、最後で説明された節目年齢のところでは何%なのか。それから、要するに、20歳以上とか40歳以上とかという対象年齢総体の中で何%なのか、そのあたりをちょっと説明のときに聞き漏らしたので、その点も明確にしていきたいということです。

それと一緒に、何か非常に丁寧な言葉を使ってらしたので、自分たちの設定した目標に届かないということではございませんかという言い方で、ちょっとよく、届いているのだから届いていないのかわからないような言い回しがちょっとあったように聞こえたので、そのあたりを含めて、目標設定は何%で、それで何%なのか、それが、こういう制度の中ではどうで、それから全体でどうなのかという部分を明確に教えていただきたい。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず初めに、この事業、今回、平成24年度を平成25年度に、再び延長してやるということで、平成26年度につきましては、現在のところ、町としては実施する判断ができておりません。といいますのは、これまで国の補助事業でもって、市町村のほうで積極的に受診勧奨いただきたいという事業を採用してきておりまして、この国の補助事業の動向を見ながら、何とか財源確保をして、平成26年度に実施するかどうかという検討を行わせていただくことになりますと、次年度は、また予算策定期間の状況に判断をさせていただくことになるかと思います。

それから、このがん検診につきましては、町では目標数値を掲げてございます。それにつきましては、目標年度は平成34年というふうになります。これは、現在、今年度か

ら始まった「みんなすこやか厚岸21」の町民の健康づくり計画に基づく最終年度の目標数値として、乳がん及び子宮がん検診については50%以上というふうにしています。それで、国においては、ここは50%という捉えで、国と同様の率を目標としたいというところでございます。

なお、大腸がん検診については、40%ということを目標に掲げております。

それで、ちょっとこれから説明をさせていただくのですが、若干、ちょっとわかりにくかったら再度ご説明をしたいと思います。平成24年度の子宮がん検診は、43.9%が全体であります。そして、そのうち無料となる方が、子宮がんについては27.7%、節目年齢だけを捉えた方の全体の数値が27.7%であります。

次に、乳がん検診であります。乳がん検診は、42.8%です。乳がんにつきましては、無料の節目年齢の対象者は27.9%です。

最後に、大腸がん検診は、全体では32.2%、そのうち無料対象者が18.3%。

今、パーセントを申し上げましたのは、全体はあくまでも全数のパーセンテージでございます。そして、後段に言ったそのうちというものは、その無料対象者のうちの割合ということで説明をさせていただいたところでございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 こういうものなのかなと、ちょっと、よくわからないのですが、経費のかかっている人と無料の人全部を合わせてやったパーセンテージのほうが、あなたは無料ですよと言って、特に個々に、はがきか何か出すんでしょう。やった人よりもずっと率は多いんですね、今の話を聞いていると。例えば子宮がん検診で言うと、全体ではというのは、これは対象者全体のでしょう。その43.9%も来ているんですよ。そして、特にあなたは無料にしますよと言った人は30%切ってしまうんですよ。これはどういうことですか。（発言する者あり）

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 1 時41分休憩

午後 1 時42分再開

●議長（音喜多議員） 再開します。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 大変、どうも失礼しました。

1 回目の答弁で私がご答弁したのは、釧路保健所から発表されている数字で、乳がんとか子宮がん等については、2 年に一遍とかという、ちょっと複雑な受診率を出していて、この数字をちょっと述べてしまいました。私たちが実際に厚岸町として捉えた数字を、訂正ということで改めてご説明します。後段の、そのうちの無料の部分については、

先ほどのとおりでございまして、前者の全体のほうをもう一度説明させていただきます。

子宮がん検診につきましては、平成24年度ですけれども、15.7%です。それから、乳がん検診については13.0%、大腸がんについては19.5%であります。

ちなみに、これは平成24年度であります、平成23年度も同じように見ると、子宮がんが11.5%、それから、乳がんが13.7%、大腸がんが16.3%ということでございます。

大変どうも失礼いたしました。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 わかりました。

ただ、大腸がんに関しては逆転現象を起こしているのですね。通知したほうがむしろ少ない。まあ、19.5%と18.3%で言うと、どれほどの違いがあるのかなという程度の数字になるのかもしれませんが、余り、勧奨というのかな、どうぞおやりくださいと、費用もかかりませんよと言っている効果は余り、この率のところでは見られていないということが言えるかと思います。

それで、もう一つお聞きしておきたいのは、検診に係る費用というのもここに載っております、参考として、説明資料にはね。これだけ、原資はどこにするかは別にして、町が出しているわけですね。それに費用がかからないというところを出しているわけです。そうすると、今、聞いていますと、子宮がんが250人ぐらい、乳がんでは350人ぐらい、大腸がんでも700人ぐらいということだと思えるのです、時によって少しずつ違いはあるかもしれませんが。これに係る経費というのは、子宮がんでは1,500円ですよ、乳がんでは2,000円未満ですよというようなものですよね。それで、実際に来る人は、この人みんなが来ているわけじゃない、その中の2割か3割の人しか来ていないわけですね。そうすると、全体では昨年でどのぐらいのものが、この条例によって持ち出しされていたのか、大ざっぱでもいいですから教えてください。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 1 時46分休憩

午後 1 時50分再開

●議長（音喜多議員） 再開します。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 大変申しわけございません。

この条例によって、子宮がん、乳がん、大腸がんをそれぞれ無料とさせていただくということで、子宮がんについては、自己負担相当額が11万1,000円というふうに見込んでおります。それから、乳がんにつきましては16万3,000円、それから、大腸がんにつきましては9万円ということで、極端な上昇ではなく、昨年度並みの利用率を推定すると、

約36万4,000円というふうに算定をされました。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 全部で、受診率がどんどん上がってきても50万円切るような話ですよ。これについて、国の補助がつくつかないかで平成26年度以降やるかやらないかもわかりませんというのもどうかなと思うんですが、この話はそれまでにしておきますが、あらゆる事業には費用対効果というのがありますね。それで、この条例の名前はがん予防なんだけれども、検診というのは、厳密に言うと予防ではないですよ。がんになっている人を発見するのであって、この健康診断を受けると、向こう一年間がんにならないで済みますよというような話ではないのです。

ただ、特にがんなんかの場合、初期は痛くもかゆくもないですよ。だから、重篤になる前に、ごくごく初期で、いかに発見して抑えるかということは、その意味において、病気を大きくしてしまうということを防ぐという意味では確かに予防ですよ。そういう意味で非常に大事だと思うのです。

これによって、町としては、重篤ながんになる前にこれを防いで、本人はもちろん、生活の、命や、あるいは命を失いかねないような状況になることを防ぎますし、町にとっては、国民健康保険を初めとして大きな支出を防ぐことができるという意味で、私はこれは非常に大事なものだと思っています。

それで、費用対効果として、30万円か40万円かけたこれによって、どの程度の効果が上がっていると、町の持ち出しを防ぐという意味で。そういうような、一つのこれは、ある意味では我田引水の計算になるかもしれないけれども、こういうものについてはこれだけの費用対効果があるのですよというものは出しておく必要があると思うんですが、そういう検討はなさっていますか。なさっていたら、概略で結構ですから教えてください。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 非常に大事な部分でございましたが、その効果に伴う、抑制できる医療費であるとか、そういうようなものについては、ちょっと、試算しているものを実は持っていない状況でございます。（発言する者あり）

失礼いたしました。

他の事業については、そういった費用についても、どれぐらいの抑制ができるかといった、きちっと目標を掲げて捉えたものもございます。そういったものも念頭に置きながら、再度改めて、この辺については必要な試算をしてみたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

ほか、ございませんか。

3番、石澤議員。

●石澤議員 この子宮がんと乳がん検診のことなんですけれども、これは5年ごとに無料の期間があるということなんですけれども、乳がんの場合は2年ごとに検査をしていくということが大事だというふうに言われていたり、それから、子宮がんも、がんの発見をしたり、それから、大きくなる期間というのが決められているみたいで、ここはまずは大丈夫だよとかとあるみたいなのですけれども、区切ってあるということも含めて、これを作成するときに、女性のスタッフというのは何人か入った上で作成されているのですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 2年に一遍だとかという、その回数の制限につきましては、国が設定した制度なんでございます。厚岸町独自に2年に1回行うべきだということではなくて、国の指針に基づく内容なんです。そして、こういった受診をされる方は、ほとんどの多くが2年に一遍受診されているという状況の方が多いです。

5年に1回と申しましたのは、5年に1回は無料となるということで、それは要は、来年50歳になる、ことし、あるいは50歳になった、それを期して、今まで受けていなかった人の動機づけなんです。さあ、ここから始めましょうという動機づけなのです。その方は、再びまた5年後には受けることになるんですけれども、まず最初の動機づけに大きな役割が果たされているのかなということで、そういった、まず2年に一遍というのは、私どもの設計ではなくて、国の設計によるものと。

それから、無料とする節目という捉えについては、次の5年目にちゃんと受けましょうという、そういう受診の勧奨が大きな狙いがございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 この5年ごとなんですけれども、今、乳がんは結構受ける場所があるのかな。がんセンターに行かなければ受けられないところもありますよね。乳がんは、何軒か、3軒ぐらいあるのかな。

それで、がんセンターに行くということで、何時に集まって何時からと、一緒に行かなきゃならないということで、行きづらいという話もあったりしたんですけれども、その辺の自由さというか、そういうものというのは、どうなのでしょう、がんセンターでなければならないということはないですよね。市立と日赤と、どこかな、もう一つぐらい受けられると思ったのですが、その辺はどうなっているのですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 乳がんと子宮がんについては、まず、一つの場所に集まっていたいただいて、そこから、例えば送迎してがんセンターに行くというのは、実は集団検診と言います。これは、あらかじめ予定された日の受診をしていただくということです。これにご不便を感じる方は、個別受診も可能となっております。ですから、いろいろ機

関と調整して、自分の都合のいい時間と調整のし合う、そういった個別受診というのがあります。この二通りがまずございます。

受診機関でありますけれども、節目年齢の関係の検診につきましては、これは、釧路市医師会のほうにも委託しているということで、釧路市内何カ所かの病院が利用が可能となっておりますが、集団については釧路がん検診センターのみということでございます。

●議長（音喜多議員） いいですか。

ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第13、議案第60号 平成25年度厚岸町一般会計補正予算、議案第61号 平成25年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第62号 平成25年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算、議案第63号 平成25年度厚岸町水道事業会計補正予算、以上4件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました議案第60号 平成25年度厚岸町一般会計補正予算から議案第62号 平成25年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページであります。

平成25年度厚岸町一般会計補正予算（1回目）。

平成25年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,304万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億6,361万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表であります。

歳入歳出予算補正であります。歳入では6款、7項、次ページ、歳出では9款、15項にわたって、それぞれ3億2,304万8,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明させていただきます。

8ページをお開き願います。

歳入であります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金、4,097万4,000円の増。地域公共ネットワーク等強靱化事業補助金2,153万6,000円、地域の元気臨時交付金情報化推進1,943万8,000円。報告第1号でご承認いただきました減額分の振りかえ計上であります。

なお、地域の元気臨時交付金は、1次分の厚岸町の交付限度額が8,007万8,000円と示され、今後に予定されている2次分の交付限度額見込み額との合計1億3,824万6,000円のうち、計上済額との差額8,580万8,000円を本補正予算に計上するものであります。

2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金、2,700万7,000円の増。地域の元気臨時交付金老人福祉、歳出計上の特別養護老人ホーム心和園整備事業への財源充当の計上であります。

4目農林水産業費国庫補助金、4節防衛施設周辺整備事業補助金、8,946万4,000円の増。矢臼別演習場周辺農業用施設整備事業補助金畜産業7,846万4,000円、交付内定による歳出計上の同事業の充当財源の計上であります。特定防衛施設周辺整備調整交付金のうち1,100万円、歳出計上の町営牧場管理用機械整備事業の充当財源の計上であります。

なお、本年度のアメリカ海兵隊の矢臼別演習場での訓練が大規模となり、いわゆるSACO分の調整交付金が総額1億2,744万円となることが北海道防衛局長より示され、当初予算との差額8,390万円を本補正予算に計上するものであります。

6目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金、地域の元気臨時交付金道路橋梁維持722万円、歳出計上の宮園公園通ほか整備事業の充当財源の計上であります。同道路新設改良2,888万円。歳出計上の太田南4番通整備事業及び白浜町西6号線整備事業の充当財源の計上であります。

5節住宅費補助金、1,204万5,000円の増。社会資本整備総合交付金住宅建設、歳出計上の町営住宅建設事業への配分内定による充当財源の計上であります。

6節防衛施設周辺整備事業補助金、6,300万円の増。内訳は、説明欄記載のとおり、特定防衛施設周辺整備調整交付金について、歳出計上の門静前浜道路整備事業、汐見川護岸改良事業、奔渡川改修事業、町営住宅宮園団地整備事業、町営住宅白浜団地整備事業への充当財源の計上であります。

7目消防費国庫補助金、1節防衛施設周辺整備事業補助金、690万円の増。特定防衛施設周辺整備調整交付金、歳出計上の緊急時・災害時活動拠点整備事業の充当財源の計上であります。

8目教育費国庫補助金、3節中学校費補助金、509万7,000円の増。内訳は、説明欄記載のとおり、歳出計上の厚岸中学校消防設備整備事業の充当財源の計上であります。

7節防衛施設周辺整備事業補助金、300万円の増。特定防衛施設周辺整備調整交付金、歳出計上の勤労者体育センター整備事業への充当財源の計上であります。

16款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金、439万円の増。当初計上の農業委員会補助金27万1,000円を減じ、配分内示があった農地制度実施円滑化事業補助金466万1,000円が新規計上であります。

3節林業費補助金、296万8,000円の増。森林環境保全直接支援事業補助金造林、歳出計上の造林事業への充当財源の計上であります。

3項委託金、1目総務費委託金、5節統計調査費委託金、3,000円の増。各種統計調査委託金の増であります。

18款、1項寄附金、1目、1節一般寄附金、51万4,000円の増。東京都、樋田恵一様50万円、東京都、矢萩英司様5,000円、匿名者1万円であります。

3目民生費寄附金、1節社会福祉費寄附金、5万円の増。門静、乾雄二様であります。

19款繰入金、1項基金繰入金、4目、1節まちおこし基金繰入金、17万2,000円の増。歳出計上のまちおこし補助金の財源計上であります。

20款、1項、1目繰越金、1節前年度繰越金、1,346万4,000円の増。補正財源調整のための計上であります。

22款、1項町債、4目農林水産業債、2節林業債、500万円の増。造林事業債（公有林）の計上であります。

6目土木債、6節住宅債、1,290万円の増。町営住宅建設事業（公住）の計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

続いて、10ページ、歳出であります。

1款、1項、1目議会費、28万2,000円の増。議会運営、21万9,000円の増。厚生文教常任委員会道内行政視察経費及び当初計上の総務産業常任委員会道内行政視察経費の追加分の計上であります。議会事務局、6万3,000円の増。厚生文教常任委員会道内行政視察職員随行旅費の計上であります。

2款総務費、1項総務管理費、4目情報化推進費、4,307万4,000円の増。歳入でご説明いたしました厚岸情報ネットワーク多重化整備事業の平成24年度からの振替計上であります。

なお、お手元に地域の元気臨時交付金の充当事業一覧表を配付しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

10目企画費、26万9,000円の増。企画一般、9万7,000円の増。北海道離島振興協議会及び全国離島振興協議会に平成25年度からの入会による負担金の計上であります。まちおこし補助金17万2,000円の増。厚岸せつけんの会より、石けん普及推進事業として、厚岸漁業協同組合女性部員20人による石けんモニター実施の事業費18万8,000円について、まちおこし補助金の交付要望書の提出があり、要望額どおり17万8,000円を補助する補正計上であります。

5項統計調査費、1目統計調査総務費、3,000円の増。学校基本調査、次ページにわたり、道委託金の増に伴う歳出計上であります。

3款民生費、1項社会福祉費、4目老人福祉費、2,992万5,000円の増。介護予防生活支援財源内訳補正。特別養護老人ホーム心和園整備事業2,992万5,000円、新規計上。同施設は、平成24年度に耐震調査を行いました、その結果次第では改修内容が大幅に変

更となることから、3カ年実施計画には未登載でありました。結果的に、耐震度があることが判明し、その対応は要しないことから、施設老朽化の対応として急を要する、施設内に数カ所ある雨漏りを防ぐため、屋上防水の実施設計費と改修工事費を計上する内容であります。

5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費、468万5,000円の増。農地制度実施円滑化。平成21年度の改正農地法による農業委員会の活動を推進するために、現在の農地基本台帳システムに既存の情報を入力する委託料21万円、平成10年度導入の農地基本台帳システムの修正委託料89万2,000円及び平成18年度導入の農地地図情報システムの修正委託料351万8,000円などの追加計上であります。

2 目農業振興費、266万2,000円の増。農業振興一般。農業振興地域整備法に基づき、農業振興地域整備計画を変更する必要がある、そのための計画見直しに係る農業振興地域の基礎データ及び農地の地図情報を管理するシステム導入経費の計上であります。

3 目畜産業費、7,846万4,000円の増。次ページにわたり、矢臼別演習場周辺農業施設等整備事業。配分額の増により、次年度以降に予定していたトライベツ地区の酪農家のための農業用機械7台の整備費について、事業費1億1,769万6,000円の3分の2を、全額国の補助金を受けて補助する予算の計上であります。

5 目農地費1,576万6,000円の増。町営牧場管理用機械整備事業。特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源に、町営牧場で使用するオートバイ2台、作業機械1台の購入費の計上であります。

2 項林業費、3 目造林事業費、801万4,000円の増。造林事業。国の緊急経済対策に伴い、補助金が配分増となったことにより、間伐工事24.52ヘクタール分の増額補正であります。

6 款、1 項商工費、1 目商工総務費、3 万1,000円の増。商工一般3 万1,000円。職員旅費の増額であります。

7 款土木費、2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費、800万円の増。地域の臨時交付金の充当事業として、宮園公園通り、港町西1の通り、奔渡公住横2の通り、寺通り、湾月町横4の通り、合わせて591.1メートルの舗装補修工事の追加計上であります。

2 目道路新設改良費、3,500万円の増。特定防衛施設周辺整備調整交付金の充当事業として、門静前浜道路整備事業、77メートルの改良舗装工事費1,000万円の追加計上であります。地域の元気臨時交付金の充当事業として、太田南4番通整備事業、162メートルの改良舗装工事費1,000万円の追加計上であります。次ページ、同じく地域の元気臨時交付金の充当事業として、白浜町西6号線整備事業、340メートルの改良舗装工事費1,500万円の新規計上であります。

3 項河川費、1 目河川総務費、3,770万円の増。特定防衛施設周辺整備調整交付金の充当事業として、汐見川護岸改修事業、護岸整備延長24メートルの整備費、2,070万円の追加計上であります。同じく奔渡川改修事業、護岸整備延長17メートルの整備費、1,700万円の追加計上であります。

6 項住宅費、2 目住宅管理費、1,915万7,000円の増。特定防衛施設周辺整備調整交付金の充当事業として、町営住宅宮園団地整備事業113万8,000円の増。M3号棟の老朽化したガス給湯器30台の更新費の追加計上であります。同じく町営住宅白浜団地整備事業

1,801万9,000円の増。H 6 A 2 号棟の老朽化した外壁改修費の追加計上であります。

3 目住宅建設費2,503万6,000円、新規計上。町営住宅建設事業。次ページにわたり、社会資本整備総合交付金が配分決定されたことにより、松葉地区に来年度建設予定地の用地購入費実質調査委託料、実施設計委託料等の計上であります。

8 款 1 項消防費、2 目災害対策費、2 万5,000円の増。災害対策。去る4月7日、8日の大雨時に流用執行した水中ポンプ借上料の計上であります。

3 目消防施設費867万9,000円、新規計上。緊急時・災害時活動拠点整備事業、特定防衛施設周辺整備調整交付金の充当事業として、厚岸消防署において、緊急または災害時に現場の指揮本部や救護所などに使用する膨張式エアテント2組の整備費であります。

9 款教育費、3 項中学校費、2 目学校管理費、552万2,000円の増。厚岸中学校消防設備整備事業。国の緊急経済対策の補助金内示を受け、地域の元気臨時交付金の充当事業として、保守点検で不具合が見つかった屋内消火栓ポンプと体育館消火栓配管の取りかえ改修工事費の計上であります。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費、2 万4,000円の増。社会教育活動。町民の防災に対する意識を高め、厚岸防災訓練の標語とするため、小学生、中学生、高校生以上を対象に防災標語を募集し、最優秀者などに贈る記念品購入費の計上であります。

6 項保健体育費、2 目社会体育費、73万円の増。勤労者体育センター整備事業。次ページにわたり、特定防衛施設周辺整備調整交付金の充当事業として、当初計上額に労務単価の増分を追加計上するものであります。

12款、1 項、1 目給与費、増減なし。財源内訳は、補正であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

1 ページへお戻り願います。

第2条、地方債の補正であります。

地方債の追加変更は、「第2表 地方債補正」による。

4 ページをお開きください。

第2表、地方債補正、追加であります。

公営住宅建設事業、限度額1,290万円。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

次に、変更であります。

公有林整備事業、500万円の増。起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

5 ページをごらんください。

地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄ですが、平成24年度末現在高109億379万円、平成25年度中起債見込額6億2,020万円、補正後の平成25年度末現在高見込額は105億7,934万円となるものであります。

以上で、議案第60号の説明を終わります。

次に、議案第61号であります。

議案書の1 ページであります。

平成25年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（1 回目）。

平成25年度厚岸町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,324万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1表であります。

歳入歳出予算補正であります。歳入では1款1項、歳出では1款1項にわたって、それぞれ14万4,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入であります。

9款諸収入、2項、3目、1節雑入、14万4,000円の増。自動車事故損害共済金の計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

続いて、6ページ、歳出であります。

4款地域支援事業費、2項包括的支援事業任意事業費、1目包括的支援事業等事業費、14万4,000円の増。さきに議決いただきました議案第51号の損害賠償の額を定めることについての関連予算の計上であります。包括的支援施策修繕料、13万1,000円の増。交通事故による町有車両の修繕料の計上であります。損害賠償1万3,000円、新規計上。交通事故による相手車両の修繕料に対する町の過失割合15%分の賠償金の計上であります。いずれも歳入で計上したとおり、自動車事故損害共済金で補填されるものであります。

以上で、議案第61号の説明を終わります。

次に、議案第62号であります。

議案書の1ページであります。

平成25年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算（1回目）。

平成25年度厚岸町の介護サービス事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,796万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1表であります。

歳入歳出予算補正であります。歳入では1款1項、歳出では1款1項にわたって、それぞれ110万6,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入であります。

9 款諸収入、1 項、1 目、2 節雑入、110万6,000円の増。自動車事故損害共済金の計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

続いて、6 ページ、歳出であります。

1 款サービス事業費、2 項居宅サービス事業費、2 目通所介護サービス事業費、110万6,000円の増。さきに議決いただきました議案第50号の損害賠償の額を定めることについての関連予算の計上であります。議決いただいた賠償額は145万4,896円でありましたが、このうち昨年12月定例会で平成24年度予算補正で計上いたしました賠償金医療費分46万円により34万9,466円を執行済みであり、このたびの補正は、残りの損害金110万6,000円を計上するものであります。

以上をもちまして、議案第60号 平成25年度厚岸町一般会計補正予算から議案第62号 平成25年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 続きまして、上程いただきました議案第63号 平成25年度厚岸町水道事業会計補正予算の内容についてご説明申し上げます。

1 ページをごらんください。

第1条、総則。

平成25年度厚岸町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、平成25年度厚岸町水道事業会計予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額の補正でございます。宮園配水池改築更新事業の継続費の総額を3億2,341万4,000円から3億4,874万9,000円に、2,533万5,000円増額し、年割額を平成25年度は同額の1億2,931万9,000円、平成26年度は1億9,409万5,000円から2億1,943万円に、2,533万5,000円の増額とするものでございます。

継続費の総額につきましては、公共工事の費用算出の基礎となる平成25年度公共工事設計労務単価が平成25年3月29日付で改定され、平成25年4月1日以降に契約する工事について適応されるため、この改訂後の新しい労務単価に基づいて算出した工事費の増額分を補正するものでございます。

公共工事設計労務単価につきましては、過去10年以上にわたってわずかずつ低下していたため、これまでは前年度に算出し予算化した工事費が施工年度に大きく変動することはありませんでした。しかし、今回の労務単価の改定は、全職種平均で15.1%の大幅な引き上げになったため、宮園配水池改築更新事業のうち継続工事の費用が約7.8%、2,533万5,000円増え、増額補正が必要となったものです。

年割額の変更についてですが、議案書の2 ページをごらんください。

年割額の財源等を記載しております。

この事業に対する平成25年度分の国庫補助は、既に配分が決まり内示されておりますので、増額となる見込みがございません。このままでは労務単価の改定による工事費の

増額がそのまま水道事業の費用負担になってしまいます。そこで、当初予定した平成25年度の工事のうち増額となる金額相当分の工事を平成26年度に施工することとして、これから行う平成26年度の国庫補助申請の対象工事にするにより、その影響額を最少にでき、また、国庫補助制度を最大限活用できることになるため、工事の年度別施工内容を変更し、それに合わせて年割額を変更するものでございます。調書では、平成25年度の国庫補助は補正後も変更ありませんが、平成26年度は2,424万4,000円から2,587万6,000円に、163万2,000円の増額としております。

次に、工事内容の変更部分についてですが、お配りした説明資料、宮園配水池改築更新事業計画図をごらん願います。

現在使用している送水管と配水管に、改築更新する配水池等を接続する配管の工事施工年度を変更するものでございます。

送水管では、口径300ミリの铸铁管を15.1メートル、配水管では、口径300ミリの铸铁管の34.3メートルと6.9メートルの合計41.2メートルと、口径150ミリの配水用ポリエチレン管の13.85メートルと19.05メートルの合計32.9メートルを、それぞれ平成25年度施工から平成26年度施工に変更することが主な内容となっております。

以上が、平成25年度厚岸町水道事業会計補正予算、第1回目の内容であります。

大変簡単な説明でございますが、ご審議いただき承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） 本4件の審査方法について、お諮りいたします。

本4件の審査については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成25年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本4件の審査については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成25年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査することに決定いたしました。

本会議を休憩いたします。

午後2時27分休憩

午後4時39分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

●議長（音喜多議員） 日程第13、議案第60号 平成25年度厚岸町一般会計補正予算、議案第61号 平成25年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第62号 平成25年度厚岸

町介護サービス事業特別会計補正予算、議案第63号 平成25年度厚岸町水道事業会計補正予算を再び議題といたします。

本件の審査については、平成25年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めているところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

5番、中川委員長。

●中川委員長 報告を申し上げます。

平成25年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました、議案第60号 平成25年度厚岸町一般会計補正予算及び議案第61号 平成25年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第62号 平成25年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算、議案第63号 平成25年度厚岸町水道事業会計補正予算につきましては、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたので、ここに報告を申し上げます。

以上、審査報告といたします。

●議長（音喜多議員） 初めに、議案第60号 平成25年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 平成25年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 平成25年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 平成25年度厚岸町水道事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（音喜多議員） 日程第14、各委員会閉会中の所管事務継続調査申出書を議題といたします。

次期定例会までの間、閉会中における所管事務調査の申出書が、お手元に配付のとおり各委員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本申出書のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長（音喜多議員） 日程第15、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

厚岸町議会会議規則第120条の規定による議員の派遣については、お手元に配付した内容により議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付した内容により派遣することに決定いたしました。

●議長（音喜多議員） お諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件は、すべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

以上で、平成25年第2回厚岸町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時45分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成25年6月25日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員